

第30回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度8月第30回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時32分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条による、農地利用最適化推進委員の出席であります。緊急事態宣言下の観点から、農地利用最適化推進委員の出席を自粛していただいておりますので農業委員のみの出席です。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号7番「田中和夫」委員、8番「吉野勝巳」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の移動のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。3条の案件の許可権者は農業委員会会長になりますので、この総会で許可決定しますと、所有権の変更ができることとなります。

それでは、申請番号1番について説明します。

(申請番号1番について説明)

農地を取得するには「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件になります。

今回の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また下限面積要件については小川地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることからこの2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番田端委員

はい。6番田端が報告します8月22日9時ごろ、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。現地は先月住宅を建てる申請があった土地の隣で、現在は草刈り済みの状態でした。受人の他の圃場についても、田も畑も農地として管理されていまして問題ないかと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第30回定期総会議事録

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金は全額自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されています。また、隣接耕作者の同意書を添付していただいておりますことを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

12番青木委員

はい。12番青木が報告いたします。8月22日8時30分から農業委員3名、推進委員1名、計4名で現地調査を行いました。現地は長く耕作していないようで管理のみされている状態でした。雨などは敷地内で処理する計画になっています。問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

第30回定期総会議事録

議長

なお、議案第2号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つきまして日程4、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。今月は2件の確認があります。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について「東松山税務署より、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について問い合わせがあったので、その回答について意見を求める」とのことです。

農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です、この特例の適用は、後継者が農業を続ける（※管理する）ことが条件となります。農業を続ける期間は平成30年度の改正までは20年営農で免除と定められておりましたが、改正後は終身営農が条件となっております。

小川町での農地の相続税の納税猶予の適用状況についてですが、適用者は7名、適用筆数46筆、合計面積18,397㎡となっております。

本件は東松山税務署長より納税猶予の特例を受けている農地について1筆ごとに利用状況を回答してほしいという依頼によるものです。今回は、先ほどご説明した平成30年度法改正より前に設定されたものであり、相続税猶予満期20年目を迎える、2名21筆が調査対象となっております。

この回答についてですが、利用状況の区分として1、自ら所有し、自ら農地として使用している。（耕作準備状態も含めます）2、自ら農地として使用していない。（農地以外に転用している場合（無断転用含む）利用権等を設定し他人に貸し付けている場合、など）3、譲渡等により、現在所有していない。4、その他（ex）荒廃農地になっている、草刈りだけの保全管理等）以上4つのいずれか1つに該当するところに○をつけて回答いたします。

なお、調査対象農地21筆について、転用許可を受けたもの、または転用届出が出ているものはありません。また、利用権等の設定により、他人に貸し付けている農地もありません。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

（申請番号1番について説明）

以上14筆です。腰越地区は地籍調査が入りましたので、申告時と面積が違っており、現在の面積で報告となります。最後に調査区は大河地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号1番について、調査担当区の大河地区より現地調査報告をお願いします。

1番横田委員

はい。1番横田が報告いたします。8月22日8時半に農業委員3名、推進委員1名、計4名で現地調査を行いました。

753番、1812番1、1879番地、1880番地1は柘植が植わっており、剪定、管理されておりました。

1883番は桃が植わっており、管理されておりました。

1888番1、1889番1は柘植が植わっており、剪定、管理されておりました。

1900番はゆずなどの果樹が植わっており、管理されておりました。

1910番1、1911番1は里芋、ナス、ネギなど耕作されておりました。

1912番1は柿、琵琶が植わっており、管理されておりました。

第30回定期総会議事録

- 1 番横田委員 1930番、1932番、1933番1は家の裏山でとても斜面で、所有者に確認したところ3筆とも鹿害があり耕作できない場所だとのことでした。下の草刈はされておりました。
- 利用区分は最後3筆は4番、残り11筆は1番と報告いたします。以上です。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 12番大澤委員 はい。
- 議長 はい。大澤委員。
- 12番大澤委員 12番大澤です。報告についてはよくわかりました。利用状況の区分について草刈りをしているので4番という話があったのですが、「2番、自ら農地等として使用していない」と「4番、その他」の違いがよくわからないので教えてください。
- 議長 事務局、いかがですか。
- 事務局 はい。事務局です。2番については転用してしまっているとか、利用権を設定して他人に貸している等になります。4番は先ほど説明にあった通り、草刈り、保全管理の状態となります。
- 議長 大澤委員、いかがでしょう。
- 12番大澤委員 わかりました。ありがとうございました。
- 議長 他にございますか。
- 9番権田委員 はい。
- 議長 はい。権田委員。
- 9番権田委員 9番権田です。ちょっと教えていただきたいのですが、今回は相続税猶予を設定して20年経ったので今回の確認が来たということですが、これからは終身という説明だったのですが、今後設定されたものについてはこうした調査はしないということでしょうか。
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 はい。事務局です。法改正後に設定されたものについては終身営農が条件となりますので、農業委員会には3年毎に照会があり、それを確認していく形になります。。今までは20年で免除が確定するという流れでしたが、終身になったことでそれが生涯続いていくこととなります。管理ができなくなってしまった時点でその農地については相続税の課税の対象となってしまいます。以上です。
- 議長 権田委員、いかがでしょう。

第30回定期総会議事録

- 9 番権田委員 わかりました。ありがとうございました。
- 議長 他にありますか。
- 6 番田端委員 はい。
- 議長 はい。田端委員。
- 6 番田端委員 6 番田端です。4 番にしている 3 筆ですが、管理しているのであれば 1 番でもいいのではないかと思います。以上です。
- 議長 ご意見ありがとうございます。
他にありますか。
- 2 番根岸委員 はい。
- 議長 はい。根岸委員。
- 2 番根岸委員 2 番根岸です。現地調査と一緒にいったので補足説明させていただきます。まず 1 点は柘植が農地に植えてあるのがいいのかどうかだと思います。この柘植はすべて管理されており、上が切られてしっかり剪定されております。4 番と判断した 3 筆についてもかなりの傾斜なため、草も少しは生やしておかないと崩れてしまうような状態です。以上です。
- 議長 ありがとうございました。他にありますか。
- (挙手なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。
それでは、一筆目から採決します。
7 5 3 番について報告の通り 1 番で賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして 1 8 1 2 番 1 について報告の通り 1 番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして 1 8 7 9 番について報告の通り 1 番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。

第30回定期総会議事録

- 議長 つづきまして1880番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1883番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1888番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1889番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1900番について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1910番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1911番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1912番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1930番について報告の通り4番で賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。

第30回定期総会議事録

- 議長 つづきまして1932番について報告の通り4番で賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして1933番1について報告の通り4番で賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)
- 議長 賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
申請番号1番については、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございます。
つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、申請番号2番につづきまして説明させていただきます。
(申請番号2番について説明)
以上7筆です。69番6、69番7につづきましては相続税設定後分筆をしてできた筆になりますが、元番について設定の解除はしていないため、今回の報告対象地に含まれます。最後に調査区は竹沢地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、申請番号2番について、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。
- 3番原川委員 はい。3番原川が報告いたします。8月22日8時から農業委員2名、推進委員1名、計3で現地調査を行いました。
62番2は椿などが植わっており、草刈管理されておりました。
69番1、69番6、69番7は水稻が耕作されており、一部畑として耕作されておりました。
69番3は梅林になっており、草刈管理されておりました。
71番は水稻が耕作されておりました。
73番は夏野菜が耕作されておりました。
適正に耕作、管理されており問題はないかと思しますので、すべて1番として報告いたします。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 質疑がないようですので、採決に入ります。
それでは、一筆目から採決します。
62番2について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手多数)

第30回定期総会議事録

議長

賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして69番1について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして69番7について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして69番3について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして71番について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
つづきまして73番について報告の通り1番で賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数により報告の通り回答することで承認されました。
申請番号2番について、報告の通り回答することで承認されました。ありがとうございました。
次に、日程5、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。
(申請番号1番から順に読み上げる)
以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。
次に、日程6、報告第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下げについて」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請書取下げについて「申請人より農地法5条第1項の規定による許可申請書の取下げ申請があったので、報告する」とのことです。
(申請番号1番について読み上げる)

第30回定期総会議事録

事務局

本件について補足説明いたします。当初新設予定だったビニールハウスについて、農作物を作るためでしたら例外規定により建築確認不要となっておりますが、用途がメダカの養殖を行うということでは建築確認が必要と判断されました。建築確認上では柱と屋根があれば建築物に該当するのですが、客や管理者の安全を守るために耐震構造を満たす建物を建てていただかないと認められないということになりまして、現段階でそこまでのものをつくるのは難しいということで、建築基準法をクリアできないため今回農地転用の取り下げとなりました。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって令和3年度8月第30回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時51分です。